■設備・什器等保険金額の決め方(契約タイプの選択)

ご契約にあたっては、設備・什器等保険金額に応じて、契約タイプをご選択いただきます。

設備・什器等保障におきましては、設備・什器等保険金額が保障の上限となり、設備・什器等保険金額が実際に存在する設備・什器等の価額に不足していると、万一の場合に十分な保障が受けられな い可能性があります。また、損害の額を超えては保険金をお支払いできませんので、実際に存在する設備・什器等の価額を超えて設備・什器等保険金額をお決めいただいても無駄となります。このため、 設備・什器等の再取得価額に基づいてお決めください

設備・什器等の再取得価額は、テナント内に所在する設備・什器等の実態を調査のうえ、お見積りください。

*注…「再取得価額」とは、保険の対象である設備・什器等と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいい、万一の事故の場合の損害額を算出する基準となります。 実際のご契約にあたっては、300万円から500万円の間で設備・什器等保険金額をお決めいただき(100万円単位)、これに合った契約タイプを選択してください。

■保険金をお支払いできない主な損害

この保険で保険金をお支払いできない主な損害は次のとおりです。

各保障条項共通

- ●保険契約者または被保険者のお意によって生じた損害
- ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に よって生じた損害
- ●地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ●核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害

設備・什器等保障条項

- ●保険契約者または被保険者の重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ●設備・什器等が屋外にある間に生じた事故による損害
- ●設備・什器等(修理費用保険金については借用施設とします。以下同様とします。)の欠陥によっ て生じた指宝 ●設備・什器等に対する加工、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた
- 破損・汚損等の損害 ●設備・什器等に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ等のその他単なる外観上の破損・汚損等の損害
- であって機能に支障がない破損・汚損等の損害 ●電球、ブラウン管等の管球類、液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ
- 等の画像表示装置のみに生じた破損・汚損等の損害 ●置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた破損・汚損等の損害
- ●設備・什器等の自然の消耗または性質によるさび、かびまたはその変質、欠陥によってその部分 に生じた破損・汚損等の損害
- ●被保険者が借用施設を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用
- ●被保険者が借用施設を貸主に明け渡した後に発見された損壊に対する修理費用

■ご契約に関してご注意いただきたいこと

借家人賠償責任保障条項

- ●被保険者の心神喪失または指図による借用施設の損壊に起因する損害賠償責任
- ●借用施設の改築、増築、取りこわし等の工事による借用施設の損害に起因する損害賠償責任。ただ し、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。

は、「ご契約のしおり(約款)」

- ●被保険者と借用施設の貸主との間の損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定 によって加重された損害賠償責任
- ●被保険者が借用施設を貸主に明け渡した後に発見された借用施設の損壊に起因する損害賠償責任

施設賠償責任保障条項

- ●借用施設の借主である被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ●被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ●被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加 重された損害賠償責任
- ●被保険者が所有、使用または管理する財物(受託物を含みます。)の損壊についてその財物につき正 当な権利を有する者に対しての指害賠償責任
- ●航空機、昇降機、自動車または借用施設外における船舶、車両(自転車を除きます。)もしくは動物の 所有、使用または管理に関する損害賠償責任
- ●排水または排気(煙を含みます。)によって生じた損害賠償責任
- ●被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、借用施設外にあるそ の他の財物に起因する損害
- ●仕事の完成または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する損害
- ●「医師」「獣医師」「弁護士」「会計士」「美容師」「理容師」「柔道整復師」等の専門職業業務に起因する

ま、「ご契約のしおり(約款)」:

被保険者の指定

被保険者は、借用施設で業務を行う事業者で、保険の対象である設備・什器等の所有者とします。

保障の対象となる設備・什器等

保険の対象となる「設備・什器等」とは、業務用の設備、装置、機械、器具、工具、什器、備品をいい、 借用施設に設置した電気、ガス、衛生、消火、冷房、暖房等の設備、畳、建具、流し、ガス台、調理台、 棚その他これらに類する物で被保険者の所有する物を含みます。

借用施設またはこれに付属する物置、車庫その他の付属建物内に収容される設備・什器等が損害 を受けた場合、設備・什器等保険金をお支払いいたしますが、次の物は、保障の対象となりません。

)生活の目的のみに使用される動産 ②船舶、航空機、自動車、自動三輪車、自動二輪車および原動機付 ①生活の日のいのバに使用でイン製庫と ②面に 加に一級・ロ製・ドーター・ロ製・一幅半のように対象が 自転車 ③現金、預貯金証書(注)、クレジットカード、プリベ・ナード、ローンカード、小切手、有価証券、 印紙、切手、乗車券、定期券、商品券、チケット類その他これらに類するもの(業務用の現金および預貯金 証書は、盗難による損害が発生した場合には、保障いたします。) ④貴金属・宝石・美術品等で1個ま たは1組の再取得価額が30万円を超えるもの(これらのうち業務用のものに盗難による損害が発生し た場合には、保障いたします。) ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ⑥テーブ、 カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これ ⑦動物および植物 ⑧看板、自動販売機等の屋外に設置された物 仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物 (注)キャッシュカードを含みます。

この保険の「引受範囲」

①弊社は、保険業法に規定する少額短期保険業者として、1被保険者あたりお引受けできる保険 金額に制限があります。このため、移転に際しての一時的な場合等を除いて同一の被保険者につ いて、2件以上の保険契約をお引き受けすることができません。

②この保険で引受けの対象となる借用施設は、次の「用途」および「専有面積」の条件を満たす賃貸 借契約の対象となっている建物または建物の一部に限ります。

用 途 次の引受対象用途に該当し、かつ、引受対象外用途に該当しないこと

業種を問わず、事務のみの用途に使用される施設

◆引受対象用途 事務所

・小売店 ^(注1) (無人店舗を除きます。) サービス業で次のいずれかの業務を行う施設 ①物品賃貸業 ②技術サービス業 (写真業等) ③配達飲食サービス業 (ケータリング等) ④クリーニング取次業 ⑤衣服裁縫修理業 ⑥学習塾・教養技 能講習所 (注2) ⑦医療業 ⑧プレイガイド・場外発売所 ⑨ペット関連サー 事務所以外 ビス業 (注3) (1) 易断・占い (注1) 店舗内で販売される物のみの加工が伴う場合も引受対象です。

(例:和菓子店、パン屋、印章店、客席のないたこ焼き屋、たい焼き屋、焼き鳥屋等) (注2) スポーツ教習施設(空手道場、柔道場、体操教室等)を除きます。 (注3) 動物訓練所を除きます。

◆引受対象外用途

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」

プランド、ラブホテル、アダルトショップ、派遣型ファッションヘルス、アダルトビデ オ通信販売、アダルトサイト運営、テレフォンクラブ 等 ※「料理飲食店」および「理容・美容業の店舗」は、2015 年 12 月 20 日以前に締結した保

険契約の更新等の場合を除いて、「引受対象用途」とはなりません。

専有面積が 330 ㎡以下

(注)「専有面積」とは、入居テナントが専用使用権を有する建物内の部分の面積をいいます。

共同保険について

この保険は、以下の2社または3社の保険会社による共同保険として引き受けます。実際の引受 保険会社および引受割合は、保険証券等の記載でご確認ください。各引受保険会社は、それぞれの 引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、 他の引受保険会社の代理・代行を行います。

- 東京海上ミレア少額短期保険株式会社
- 東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
- · Tokio Marine X 少額短期保険株式会社

保険契約申込みに際し、お知らせいただきたいこと(告知義務)

保险契約由込書に記載する以下の事項は、ご契約に関する重要事項(告知事項)です。ご契約時に告知 事項に関して正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や 告知事項に関して事実が記載されない場合は、弊社がご契約を解除し、保険金をお支払いできない 場合があります。

告知事項

①借用施設が賃貸借契約の対象となっていること ⑤借用施設の住所

②保険契約者の氏名または名称 ③借田施設の田途 ④借用施設の専有面積

⑥被保障者(借用施設で業務を行う事業者)の氏名または名称 ⑦被保険者の生年月日(被保険者が個人のとき) ⑧同一被保険者にかかる弊社の他の保険契約の有無

保険契約締結後にお手続きが必要な場合

テナント移転の場合のお手続き

被保险者が、借用施設から、他へ移転される場合、次の①または②のいずれかの手続きをお願いします。 ①弊社にお申し出いただき移転先を新たに保険契約上の借用施設としてご指定ください。移転先 が引受けの対象となる借用施設である場合に限り、この手続きをおとりいただけます。なお、移転 を行う期間中、元の借用施設の賃貸借契約が存続する場合、借用施設の変更後30日間は、元の借 用施設において発生した事故も保障の対象とします。 ②保険契約を解約(解除)してください。

保険契約者の住所の変更等

保険契約者が、ご契約後に住所を変更した場合には、遅滞なく弊社にご通知ください。ご通知に基づ き、ご契約内容の変更手続をおとりいただきます。

保険契約締結の後、借用施設にかかる賃貸借契約が終了した場合、終了した時にこの保険契約は失 効し、以後に生じた事故に対して弊社は保険金をお支払いしません。以後の期間に対する保険料を お返しする場合がありますので、弊社までお申し出ください。

借用施設の用途が変更となった場合、遅滞なく、弊社にご連絡ください。用途の変更の結果、弊社の引 受範囲を超える場合には、保険契約を解約いただく場合があります。

先取特権(さきどりとっけん)(保険法第22条)

弊社が借家人賠償責任保険金または施設賠償責任保険金をお支払いする場合において、被保険者に 対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権 (被保険者が支出した費用に対するものを除きます。) について先取特権を有します。被保険者は、被 害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金を ご請求できます。このため、被保険者が保険金を請求できるのは、費用の支出に対する保険金を除き、 次の①から③までの間に限られますので、ご了承ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合 ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合 ③被保険者の指図に基づいて、弊社から直接被害者に保険金を支払う場合

保険会社破綻時等の取扱い

1. この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、弊社に対しては、同機 構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

2. 事故が弊社の想定を超えて頻発した場合や巨大災害が発生した場合など保険引受成績が著しく 悪化した場合には、保険契約者宛に通知して次の措置を行うことがあります。この場合、通知を行う前 の事故については、措置の適用はありません。 ②保険金額の減額

- ①保険料の追加請求 ③更新にあたっての引受内容の変更

⑤保険金の削減払

東京海上ミレア少額短期 東京海上ウエスト少額短期がお届けする

テナント 事務所 小売店舗 の方専用保険





- ●このパンフレットは、「テナント保険」の概要を紹介したものです。保険契約の手続き、保険金のお支払い手続き、その他の詳しい内容は、取扱代理店へご 照会ください。
- ●ご契約に際しましては、必ず、「重要事項説明書」をご一読ください。「ご契約のしおり(約款)」を用意しておりますので、必要に応じて取扱代理店にご請求 ください。ご不明な点がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。
- ●保険期間は、1年または2年です。ご希望の保険期間に応じて契約タイプをご選択ください。
- ●取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、保険契約の管理業務等の代理業務を行っています。した がいまして、取扱代理店との間で有効に成立した保険契約は、弊社と直接締結されたものとなります。
- ●弊社は、東京海上グループの一員であり、少額短期保険業者です。

お問い合わせ先(取扱代理店)



東京海上ミレア少額短期保険株式会社

横浜市西区みなとみらい2-2-1-1 横浜ランドマークタワー35F 〒220-8135 https://www.tmssi.co.jp

東京海上ウエスト少額短期保険株式会社

大阪市淀川区宮原4-1-9 新大阪フロントビル11F 〒532-0003 https://www.twssi.co.jp

(引受保険会社および共同保険の幹事保険会社等につ きましては、保険証券等の記載でご確認ください。) B202(8) 2023 6(改)

https://www.tmssi.co.ir https://www.twssi.co.ip ※弊社ホームページでも各種お手続きをご案内しております。 受付時間/24時間・365日 もし事故にあわれたら… ・受付後は、以下の営業時間で事故の対応をさせていただきます。 **∞** 0120-811-333 **∞** 0120-018-505 営業時間/平日9:30~17:00 事故受付センタ− ・土日・祝日・休日および12月30日~1月3日はお休みとさせていただきます。

お引越しをされたら… お客様コールセンター

20 0120−670−055 **20** 0120−004−593

東京海上ミレア少額短期

東京海上ウエスト少額短期

受付時間/平日 9:30~17:00 ・土日・祝日・休日および12月30日~1月3日はお休みとさせていただきます。

・借用施設から移転の場合は、借用施設の変更または解約などのお 手続きが必要です。解約により保険料を返還できる場合がありま すので、お早めにご連絡ください。

※保険金のお支払い条件、保険金を支払わない場合、ご契約手続き、その他この保険の詳しい内容は取扱代理店へご照会ください。

<解約の場合の返還保険料の計算方法>

保険期間の中途において保険契約を解約(保険契約者による解除)される場合は、次の計算式により算出した返還保険料を返還いたします。(計 算結果に10円未満の端数がある場合には、1円の位を四捨五入して10円単位とします。)

返還保険料 = (保険料-4,000円)×

6か月と10日は7か月に切り上げます。

保険期間(月数)ー保険期間開始日から解約日までの月数

保険期間(月数)

*注1・・・契約初期費用(契約の締結などに要した費用)として、返還保険料の算出にあたり控除させていただきます。 *注2・・・「保険期間開始日から解約日までの月数」に1か月未満の端日数がある場合には、切り上げて1か月単位とします。例えば、



テナントの皆様に安心をお届けします。









弊社が保険を引き受けることができるテナント(借用施設)には制限があります。裏面記載の「この保険の引受範囲」をご参照ください。

借用施設内に収容される被保険者所有の設備・什器等が、次の 11 から 10 までの事故によって損害を被った場合に、設備・什器等保険金をお支払いします。 損害額の認定は再取得価額(注)に基づいて行います。

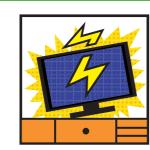
(注)「再取得価額」とは、同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。



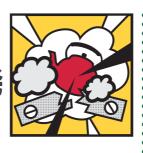
失火や

もらい火など





ガス爆発などの



台風、豪雪などの

g備・什器等保険金をお支払いするのは、設備 +器等を収容する建物が直接破損し、これに。 り20万円以上の損害が生じた場合に限ります。



5

建物外部からの物体の



他人の戸室や給排水設備に 生じた事故による

水ぬ木



の際の暴力行為・破壊行為

雷



窃盗・強盗などの

損害を受けた物により、次の額を限度に損害額 を設備・什器等保険金としてお支払いします。 業務用現金 1回の事故につき30万円が限度 預貯金証書 1回の事故につき300万円が限度

貴金属・宝石・美術品等(注) 1回の事故 につき1個または1組ごとに30万円が 限度かつ合計で100万円が限度

(注)「貴金属・宝石・美術品等」とは貴金属、時計、カメラ、楽器、バッグ、宝玉および 宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。 a~c以外 cと合計して設備・什器等保険金額が限度



設備・什器等保険金額の5%を限度に損害額 を設備・什器等保険金としてお支払いします。

(注)次のいずれかの場合に設備・什器等保 険金をお支払いします。

借用施設が床上浸水または地盤面より 45cmを超える浸水を被った場合

借用施設または借用施設が属する建物につき半損以上の損害が生じた場合



11~9以外の不測かつ突発的 な事故による設備・什器等の

損害の額が1回の事故につき3万円を超え る場合に、その超える部分について、50万円 を限度として設備・什器等保険金をお支払い



1 ~ 7 の事故の場合、1 回の事故につき、設備・什器等保険金額を限度として損害の額を、設備・什器等保険金としてお支払いします。

損害防止費用および権利保全行使費用の負担 右記の費用についても、弊社が負担します。

①損害防止費用

火災、落雷、破裂または爆発が発生した場合に、設備・什器等の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用のうち消火薬剤等の再取得費用、消火活動に投入した器材の費用等 弊社が設備・什器等保障の保険金をお支払いするのと引換えに取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠および書類の入手のために必要な費用



各種費用の保障

🦊 の事故に際し、被保険者が負担した次のような費用に対しても保険金をお支払いします。



臨時費用保険金

設備・什器等保険金をお支払いする場合、事故 により臨時に必要になる費用に対して臨時費 用保険金をお支払いします。

設備・什器等保険金の 30%に相当する額をお 支払いします。

残存物取片づけ費用保険金

設備・什器等保険金をお支払いする場合で、損害を受けた設備・什 器等の残存物の取りこわし、搬出、清掃に必要な費用に対して、残存 物取片づけ費用保険金をお支払いします。

残存物取片づけ費用の実費をお支払いします。た だし、1回の事故につき、設備・什器等保険金の 10%を限度とします。



失火見舞費用保険金

借用施設から発生した火災、破裂または爆発によって、 他人の所有物に損害が生じた場合の見舞金等の費用に・ 対して失火見舞費用保険金をお支払いします。

被災世帯数に 20 万円を乗じて得た額をお支払いしま す。ただし、1回の事故につき、設備・什器等保険金 額の20%を限度とします。

次の①または②の場合において、被保険者が賃貸借契約に基づいてまたは緊急的に借用施設 の修理費用を負担した場合に、修理費用保険金をお支払いします。

①「設備・什器等保障」の対象となる 1 ~ 9 の事故により、借用施設に損害が発生した場合(100万円限度) ②借用施設専用水道管に生じた凍結による損害(10万円限度)

被保険者が負担した損害発生直前の状態に復旧するために要した修理費用の額を、1回の事故につき、(上 記①②の各場合に記載した額を限度とします。)修理費用保険金としてお支払いします。





専用水道管の破裂

*柱、はり等の建物主要構造部や共同利用部分、屋外設備・装置などに生じた損害の修理費用は保障の対象になりません。

賠償責任保障

テナントオーナーに対する賠償責任を保障

次の①~③の事故により、借用施設を損壊させ、被 保険者が貸主(転貸人を含みます。)に対して法律上 の損害賠償責任を負担した場合の被保険者の損害 に対して、借家人賠償責任保険金をお支払いします。

①火災

②破裂•爆発

③給排水設備の使用または管理に起因する水濡れ



借用施設の水濡れ

他人に対する賠償責任を保障

日本国内で次の事故によって、他人の身体の障害または財 物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担した場合の 被保険者の損害に対して、施設賠償責任保険金をお支払い します。

①借用施設の使用または管理に起因する事故 ②借用施設において行う被保険者の仕事の遂行に起因する事故



水濡れ指害

陳列物を

実賠償金および費用です。 音償責任保険金額は、借家人賠償責任 保障および施設賠償責任保障に共通の 事故における保険金支払いの上限額

保険金の支払対象

り法律上の損害賠償金 ② ② に記載の賠償責任保障で保障 する各種費用

賠償責任保障においては、 次の費用も保障の対象としています。

①被保険者が弊社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬また は仲裁、和解もしくは調停に必要とした費用

②被保険者が弊社の承認を得て支出した示談交渉に必要とした費用

③被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合におい で、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために必要 とした費用

④被保険者が弊社による損害賠償請求の解決に協力するために必要 とした費用

り損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められ る手段を講じた後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときの、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出

(注)施設賠償責任保険金にかかる事故の場合に限ります

した費用(注)

賠償事故にかかる示談交渉は、必ず、弊社と相談いただきながら進めてください。この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者と示談交渉を行う「示談交渉サービス」は行いません。